様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和８年６月１７日

都道府県知事
大井川　和彦殿

提出者
住　所　茨城県常総市豊岡町甲６０番地
氏　名　高砂製紙株式会社
代表取締役　米澤　真二

電話番号　０２９７－２４－０６１１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高砂製紙株式会社
事業場の所在地	茨城県常総市豊岡町甲６０番地
計画期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業
②事業の規模	製造品出荷額（前年度実績）　６９億円
③従業員数	７２名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 製造工程よりの微細繊維→排水処理設備→脱水機→焼却炉→燃え殻 ↓　余剰汚泥　↑　↓ 再生利用業者 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ＋紙くず 製造工程 燃え殻 ﾊﾞｲｵﾏｽ発電設備 → 優良認定処理業者

（日本工業規格　Ａ列４番）

茨城県
令－8.6.23
県西県民センター
受付

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

エンジ課 → 焼却設備中間処理管理者 → 焼却設備中間処理運転管理者

→ 産廃置場管理者（廃ﾌﾟﾗ＋紙くず）

→ 産廃置場管理者（汚泥）

業務課 → 産廃処理業者の手配・管理者 → 産廃物管理票交付管理者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃ﾌﾟﾗ＋紙くず	汚泥	燃え殻
排　出　量	8,551ｔ	25,444ｔ	6,037ｔ

（これまでに実施した取組）

令和２年５月に原料歩留り向上を目的に設備導入、汚泥の発生量を削減した。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃ﾌﾟﾗ＋紙くず	汚泥	燃え殻
排　出　量	8,120ｔ	24,170ｔ	5,740ｔ

（今後実施する予定の取組）

―

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

廃ﾌﾟﾗ＋紙くず、汚泥、燃え殻

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

変更なし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃ﾌﾟﾗ＋紙くず	汚泥	燃え殻
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（これまでに実施した取組）
―

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃ﾌﾟﾗ＋紙くず	汚泥	燃え殻
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（今後実施する予定の取組）
―

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃ﾌﾟﾗ＋紙くず	汚泥	燃え殻
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	8,510 ｔ	25,444 ｔ	0ｔ
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	7,974 ｔ	23,841 ｔ	0ｔ

（これまでに実施した取組）
平成１５年３月焼却設備を稼動させ、廃ﾌﾟﾗ＋紙くず、汚泥の中間処理を実施した。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃ﾌﾟﾗ＋紙くず	汚泥	燃え殻
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	8,080ｔ	24,170ｔ	0ｔ
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	7,580ｔ	22,650ｔ	0ｔ

（今後実施する予定の取組）
焼却設備の安定操業に努め、直接廃棄物として委託する量を減らす。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃ﾌﾟﾗ＋紙くず	汚泥	燃え殻
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（これまでに実施した取組）
―

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃ﾌﾟﾗ＋紙くず	汚泥	燃え殻
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（今後実施する予定の取組）
―

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃ﾌﾟﾗ＋紙くず	汚泥	燃え殻
全処理委託量	536ｔ	1,603ｔ	6,037ｔ
優良認定処理業者への処理委託量	344ｔ	1,027ｔ	6,037ｔ
再生利用業者への処理委託量	192ｔ	576ｔ	0ｔ
認定熱回収業者への処理委託量	0ｔ	0ｔ	0ｔ
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（これまでに実施した取組）
―

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃ﾌﾟﾗ＋紙くず	汚泥	燃え殻
全処理委託量	510ｔ	1,520ｔ	5,740ｔ
優良認定処理業者への処理委託量	330ｔ	980ｔ	5,740ｔ
再生利用業者への処理委託量	180ｔ	540ｔ	0ｔ
認定熱回収業者への処理委託量	0ｔ	0ｔ	0ｔ
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（今後実施する予定の取組）
再生利用業者への処理委託量を増やす。

※事務処理欄

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。